



2020年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2019年11月8日

上場会社名 株式会社アイスタイル 上場取引所 東
 コード番号 3660 URL http://www.istyle.co.jp/
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 吉松 徹郎
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役CF0 (氏名) 菅原 敬 (TEL) 03(5575)1260
 四半期報告書提出予定日 2019年11月8日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満四捨五入)

1. 2020年6月期第1四半期の連結業績(2019年7月1日~2019年9月30日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2020年6月期第1四半期	7,901	2.3	△205	—	△228	—	△232	—
2019年6月期第1四半期	7,722	16.4	304	△50.1	318	△49.7	183	△45.0

(注) 包括利益 2020年6月期第1四半期 △278百万円(—%) 2019年6月期第1四半期 377百万円(—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2020年6月期第1四半期	△3.57	—
2019年6月期第1四半期	2.84	2.61

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2020年6月期第1四半期	23,830	10,477	42.6
2019年6月期	22,003	10,761	47.1

(参考) 自己資本 2020年6月期第1四半期 10,150百万円 2019年6月期 10,353百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2019年6月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2020年6月期	—	—	—	—	—
2020年6月期(予想)	—	0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2020年6月期の連結業績予想(2019年7月1日~2020年6月30日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	39,000	21.1	△1,240	—	△1,390	—	△1,720	—	△26.37

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無
(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)
新規 一社(社名) 一、除外 一社(社名) 一

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有
② ①以外の会計方針の変更 : 無
③ 会計上の見積りの変更 : 無
④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	2020年6月期1Q	68,007,400株	2019年6月期	67,497,200株
② 期末自己株式数	2020年6月期1Q	2,693,533株	2019年6月期	2,693,533株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	2020年6月期1Q	64,935,552株	2019年6月期1Q	64,258,884株

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる仮定及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、四半期決算短信〔添付資料〕4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	3
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	4
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	9
(継続企業の前提に関する注記)	9
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	9
(会計方針の変更)	9
(セグメント情報等)	10
(重要な後発事象)	11

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当社グループは2019年8月7日発表の中期経営計画の延長に基づき、当連結会計年度においては、資金および人的リソースを重点分野に投下することとしております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、今期オープンを予定している大型旗艦店「@cosme TOKYO（アットコスメトーキョー）」の出店費用が先行するとともに、アジアにおける地政学的な影響もあり、赤字となりました。

計画に対する進捗は各セグメントで様々ではありますが、連結業績においては費用の削減などにより上振れて着地いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高	7,901百万円（前年同期比 2.3%増）
営業損失	205百万円（前年同期 営業利益 304百万円）
経常損失	228百万円（前年同期 経常利益 318百万円）
税金等調整前四半期純損失	163百万円（前年同期 税金等調整前四半期純利益 348百万円）
親会社株主に帰属する四半期純損失	232百万円（前年同期 親会社株主に帰属する四半期純利益 183百万円）

① On Platform事業

当セグメントには、当社が運営する美容系総合サイト「@cosme（アットコスメ）」を基盤とした各種サービス（BtoB、BtoC）が属しております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、次の収益の柱と位置付けるサービス「ブランドオフィシャル」に注力しております。現在の契約数は計画比で好調に推移するなど、BtoB課金サービスおよび広告サービスが着実に成長いたしました。

利益におきましては、システム費用などの先行投資により減少しておりますが、今後のブランドオフィシャルの成長による改善を見込んでおります。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高	1,953百万円（前年同期比 6.9%増）
セグメント利益	426百万円（前年同期比 19.9%減）

② Beauty Service事業

当セグメントには、化粧品ECサイト「@cosme shopping（アットコスメショッピング）」の運営、化粧品専門店「@cosme store（アットコスメストア）」の運営や、プライベートブランドの企画・開発・販売等の国内における小売業を中心としたサービスが属しております。

ECにおきましては、新規顧客や既存顧客によるリピートが増えたことで着実に成長し、消費税増税前の駆け込み需要もあり、過去最高の成長率を記録して大幅に増収いたしました。

国内の店舗におきましては、渋谷店の閉店や改装により一時閉店した店舗の影響がありつつも、増税前の需要などにより増収となりました。

一方で、今期オープンを予定しております大型旗艦店「@cosme TOKYO」の出店に伴う費用が先行していることで赤字となりましたが、概ね計画通りの進捗となっております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高	3,850百万円（前年同期比 14.6%増）
セグメント損失	19百万円（前年同期 セグメント利益 138百万円）

③ Global事業

当セグメントには、日本国外で展開するEC・卸売、店舗、メディア等のサービスが属しております。

EC・卸売におきましては、中国の新EC法^{*1}により競争環境が変化し、減収となりました。今後は品揃えの強化や独占販売契約など、価格に依らない販売戦略に中長期で取り組んでまいります。

海外の店舗におきましては、香港におけるデモの影響により、当該地域に出店しております4店舗の売上が著しく減少いたしました。

Global事業におきましては、一過性の地政学的な影響もありますが、外部環境を注視しながら今後の事業展開を検討してまいります。

また、2018年6月期第1四半期連結会計期間より損益計算書の連結を開始した、海外企業3社^{※2}に対するのれんの償却(第1四半期償却額:89百万円)を行っております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高	1,792百万円(前年同期比 19.9%減)
セグメント損失	126百万円(前年同期 セグメント利益 46百万円)

※1 中国政府により発令された中国の個人輸入代行業者を取り締まる旨の法律。2019年1月1日に施行され、同年6月に再度取り締まりを強化する声明が発表された。

※2 下記の3社

- ・ Hermo Creative(M)Sdn. Bhd. (マレーシアで化粧品ECサイト「Hermo」を運営)
- ・ i-TRUE Communications Inc. (台湾で美容系総合ポータルサイト「UrCosme」を運営)
- ・ MUA Inc. (米国で美容系総合ポータルサイト「MakeupAlley」を運営)

④ その他事業

当セグメントには、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

人材派遣事業におきましては、競争の激化により減収となりましたが、底堅く推移いたしました。

投資育成事業におきましては、計画しておりました通り、営業投資有価証券のキャピタルゲイン(売上総利益:30百万円)を計上いたしました。これにより、当該セグメント全体では増収・増益となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高	306百万円(前年同期比 2.8%増)
セグメント利益	41百万円(前年同期比 15.8%増)

(2) 財政状態に関する説明

① 資産の部

当第1四半期連結会計期間末における資産の額は、前連結会計年度末に比べ1,827百万円増加し、23,830百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末における流動資産の額は、前連結会計年度末に比べ344百万円増加し、11,264百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が309百万円増加したこと等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における固定資産の額は、前連結会計年度末に比べ1,483百万円増加し、12,566百万円となりました。これは主に、国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社について、国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」を適用したこと等により有形固定資産が964百万円増加したこと、投資その他の資産の敷金及び保証金が487百万円増加したこと等によるものであります。

② 負債の部

当第1四半期連結会計期間末における負債の額は、前連結会計年度末に比べ2,111百万円増加し、13,353百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末における流動負債の額は、前連結会計年度末に比べ2,071百万円増加し、10,422百万円となりました。これは主に、短期借入金が増加したこと等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における固定負債の額は、前連結会計年度末に比べ39百万円増加し、2,931百万円となりました。これは、長期借入金が増加したものの、国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社について、国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」を適用したこと等により、固定負債のその他が454百万円増加したことによるものであります。

③ 純資産の部

当第1四半期連結会計期間末における純資産の額は、前連結会計年度末に比べ284百万円減少し、10,477百万円となりました。これは主に、利益剰余金が252百万円、為替換算調整勘定が52百万円減少したこと等によるものであります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

2020年6月期の通期の連結業績予想につきましては、2019年8月7日の決算短信で公表いたしました通期の連結業績予想に変更はありません。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,303	3,134
受取手形及び売掛金	2,700	3,009
商品	2,881	3,034
営業投資有価証券	1,367	1,366
その他	689	742
貸倒引当金	△8	△10
投資損失引当金	△12	△12
流動資産合計	10,920	11,264
固定資産		
有形固定資産	1,015	1,979
無形固定資産		
のれん	2,944	2,869
ソフトウェア	2,677	2,449
その他	343	722
無形固定資産合計	5,965	6,041
投資その他の資産		
投資有価証券	2,186	2,137
敷金及び保証金	1,476	1,963
その他	442	446
投資その他の資産合計	4,103	4,546
固定資産合計	11,083	12,566
資産合計	22,003	23,830

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,677	1,734
短期借入金	2,700	4,500
1年内返済予定の長期借入金	1,793	1,674
未払法人税等	211	130
賞与引当金	288	192
その他	1,683	2,192
流動負債合計	8,351	10,422
固定負債		
長期借入金	2,782	2,367
その他	110	564
固定負債合計	2,892	2,931
負債合計	11,242	13,353
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,647	3,693
資本剰余金	2,971	3,017
利益剰余金	4,218	3,966
自己株式	△280	△280
株主資本合計	10,556	10,397
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△28	△20
為替換算調整勘定	△176	△227
その他の包括利益累計額合計	△204	△247
新株予約権	136	58
非支配株主持分	272	269
純資産合計	10,761	10,477
負債純資産合計	22,003	23,830

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年7月1日 至2018年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年7月1日 至2019年9月30日)
売上高	7,722	7,901
売上原価	4,074	4,194
売上総利益	3,648	3,707
販売費及び一般管理費	3,344	3,911
営業利益又は営業損失(△)	304	△205
営業外収益		
受取利息	1	1
為替差益	16	8
その他	6	6
営業外収益合計	22	14
営業外費用		
支払利息	5	7
投資事業組合運用損	2	3
持分法による投資損失	2	26
その他	0	2
営業外費用合計	8	38
経常利益又は経常損失(△)	318	△228
特別利益		
投資有価証券売却益	30	—
新株予約権戻入益	—	77
特別利益合計	30	77
特別損失		
店舗閉鎖損失	—	3
移転費用	—	8
特別損失合計	—	11
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	348	△163
法人税等	163	73
四半期純利益又は四半期純損失(△)	185	△236
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	2	△4
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	183	△232

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	185	△236
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	41	8
為替換算調整勘定	151	△51
その他の包括利益合計	193	△42
四半期包括利益	377	△278
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	367	△275
非支配株主に係る四半期包括利益	11	△3

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業的前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

・国際財務報告基準(IFRS)16号「リース」の適用

国際財務報告基準(IFRS)を適用している在外子会社は、当第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースについて、資産及び負債を認識することといたしました。

本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当第1四半期連結貸借対照表において有形固定資産が838百万円、流動負債の「その他」が407百万円、固定負債の「その他」が451百万円それぞれ増加しております。

なお、この変更による当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

また、利益剰余金の当期首残高は21百万円減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント					調整額 (注) 1 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	1,828	3,361	2,236	297	7,722	—	7,722
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4	42	19	2	67	△67	—
計	1,832	3,403	2,254	300	7,789	△67	7,722
セグメント利益	531	138	46	36	751	△447	304

(注) 1. セグメント利益の調整額△447百万円は、セグメント間取引消去2百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△449百万円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント					調整額 (注) 1 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	1,953	3,850	1,792	306	7,901	—	7,901
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	9	1	2	17	△17	—
計	1,958	3,859	1,793	308	7,918	△17	7,901
セグメント利益又は損失 (△)	426	△19	△126	41	322	△527	△205

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△527百万円は、セグメント間取引消去△19百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△508百万円であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1. 新株予約権(有償ストックオプション)の発行

当社は、2019年8月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社取締役に対し第19回新株予約権を、当社の取締役に対し第20回新株予約権を発行することを決議し、2019年10月2日に発行しました。

発行したストックオプションの内容は以下のとおりであります。

第19回新株予約権(2019年8月30日取締役会決議)

決議年月日	2019年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17 当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	2,810
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 281,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	64 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2023年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 64 資本組入額 32
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年8月29日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である64円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行

うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2021年6月期及び2022年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - A) EBITDAが 4,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%
 - B) EBITDAが 5,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%
 - C) EBITDAが 5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%
 上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 当社は、本新株予約権の割当日から上記①の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記①の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに従って決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記3.①の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記3.①の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得す

ることができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第20回新株予約権（2019年8月30日取締役会決議）

決議年月日	2019年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	64 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2024年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 64 資本組入額 32
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年8月29日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である64円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2021年6月期、2022年6月期、2023年6月期、及び2024年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - A) EBITDAが5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%
 - B) EBITDAが6,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%
 - C) EBITDAが7,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%
 上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 当社は、本新株予約権の割当日から上記①の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記①の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに基づいて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記3.①の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社

普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記3.①の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2. 資金の借入

2019年10月18日開催の取締役会において、下記のとおり資金の借入について決議し、2019年10月31日に実行いたしました。

- (1) 資金使途：借入金の返済および今後の事業拡大にむけた運転資金充当のため。
- (2) 借入先：取引金融機関2行
- (3) 借入金額：6,000百万円
- (4) 借入金利：0.31～0.32%
- (5) 借入実行日：2019年10月31日
- (6) 返済期日：2022年10月31日
- (7) 返済方法：期日一括返済
- (8) 担保保証：無担保無保証